農業委員会だより うえだ

題字：農業委員会長

平成29年度号
第12号
平成29年12月16日
発行人／上田市農業委員会
会長　柴﨑　義和
編　集／農業委員会だより
編集委員会

真田中央公民館にて

上小農業委員研修会に参加して

研修会の様子

10月５日 上小農業委員研修会が開催されました。今年は真田地区を会場とし、参加者55名、午前中は御屋敷公園マレットゴルフ場で親睦を深めました。

午後は真田中央公民館において、(有) 信州うえだファーム常務取締役、船田寿夫氏をお招きし「耕作放棄地発生予防・解消と担い手育成への取り組み」と題して講演を頂きました。特に注目したのは、１ 耕作放棄地再生・利用事業、２ 新規就農者育成事業、３ 樹園地継承推進事業の3項目です。

いずれも事業の現状を正確に把握し、PDCAの基本にのっとって活動されている様子がよく分かり、就農者育成には技術に留まらず人づくりにかなりの重点を置いていることがうかがえ、大変納得致しました。

私も委員として、今後の活動に生かしていきたいと思います。　　農業委員　**橋詰 信幸**

※PDCAとは P(Plan 計画) D(Do 実行) C(Check 評価) A(Act 改善)の略です。

主な内容

会長あいさつ　農業委員会事業……(２)
農業委員会新体制への移行について……(３)
遊休農地活用シンポジウムに参加して……(４)
農業施策等に関する要望書を提出……(５)
農振農用地における農地転用について……(５)
武石小学校の大豆作り……(６)
日本をもっと食べよう……(７)
がんばる農業者紹介・家族経営協定……(８)

農業委員会だよりは上田市ホームページhttp://www.city.ueda.nagano.jp
各課案内　農業委員会事務局からもご覧いただけます。

会長あいさつ

上田市農業委員会長　柴﨑　義和

農業者の方々、また各関係の方々には、日頃農業委員会への御協力、御支援、御指導をいただいておりますことに対しまして感謝と御礼を申し上げます。

本年も異常気象が続き、日照不足の影響も広がって、市内では五月三十一日には降雹があり、四千万円余の被害が発生しております。また長雨で、果樹、野菜に多大な損害が発生しました。被害に遭われた農家の方々には心よりお見舞いを申し上げます。

改正農業委員会法が平成二十八年四月一日から施行され、上田市農業委員会は経過措置として旧法に基づいて業務の遂行をしてまいりました。

平成三十年七月一九日で任期終了となり、七月二十日からは新法に基づく新体制に移行します。新体制での農業委員会は、今までの業務に加え必須業務として「農地等の利用の最適化の推進」が位置付けられました。この実現に向けて担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進に農業委員会組織を挙げて取り組むことが最重要課題となります。更に各地域において体制を強化推進するため、新たに「農地利用最適化推進委員」を委嘱し、農業委員と二人三脚での取り組みをしていくことになりました。現在、新体制移行に向けた準備を進めているところであります。

最後になりますが、関係各位の皆様の御指導、御支援をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

平成29年度農業委員会事業計画

●農地部会

- 農地法等に基づく業務執行
- 農地流動化の促進
- 転用許可後の確認調査と違反転用の指導
- 農地関係研修会等の開催
- 山林化した農地の非農地認定手続きの推進

●農政部会

- 農地利用状況調査の実施
- 遊休農地解消の推進
- 行政機関への意見提出の調査・研究
- 地産地消の推進
- 食農教育の充実

●振興部会

- 担い手の確保・育成の推進
- 担い手への農地利用集積の推進
- 休日農地相談会業務
- 農業振興に係る懇談会の開催
- 農業者年金加入と家族経営協定の普及推進
- 各種情報発信の強化

毎月行われる農地部会の様子

子どもたちへの農業体験指導

家族経営協定調印式の様子

「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、平成30年7月20日から農業委員会の体制が変わります!

❶ 法律改正のポイント

(1) **農業委員会の役割が「農地利用の最適化の推進」として強化されました。**
「担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消」等について、これまでの任意業務から必須業務へと変更されました。

(2) **農地利用最適化推進委員が新設されました。**
(1)の目的を達成するため、農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱し、「農地利用の最適化の推進」に向け地域での活動を行います。

(3) **農業委員の選出方法が変更されました。**

改　正　前（現在の委員）	改　正　後（新委員）
①　選挙制と市長の選任制（市議会・団体推薦）の併用制 ②　委員の任期は3年	①　市議会の同意を必要とする市長の任命制 ②　過半数を原則として認定農業者とする ③　農業委員の定数は現行の半分程度 ④　委員の任期は3年　ほか

❷ 新しい農業委員会のイメージ（平成30年7月～）

● 農業委員会 ●

農業委員

① 合議体として決定行為を行う
② 「農地利用最適化の推進に関する指針」の作成・変更
③ 農地の権利移動の許可
農地利用集積計画の決定
④ 農地利用の最適化の推進に関する施策について、提出する意見の決定

連携

農地利用最適化推進委員

① 担当地域において現場活動を行う
② 指針の作成・変更に意見を述べ、指針を踏まえ現場活動を行う
③ 推進委員として意見を述べる
④ 推進委員として意見を述べる

❸ 新体制移行に向けた今後の主なスケジュール（予定）

● 平成30年3月市議会	「農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例」及び「特別職報酬等条例」の議会提出・審議
● 平成30年3月～4月（定数条例制定後）	農業委員及び推進委員の推薦・公募の実施（1ヶ月間）
● 平成30年6月市議会（新体制に移行する直前の市議会）	農業委員任命に当たり議会の同意を得る議案提出・審議
● 平成30年7月20日新体制に移行	①市長から農業委員を任命 ②農業委員会から「農地利用最適化推進委員」を委嘱

遊休農地活用シンポジウムに参加して

農政部会長代理　永井　淳夫

長野県・農業会議等主催の遊休農地活用シンポジウムが二月九日に長野市若里市民文化ホールで開催され参加しました。

まず二十八年度遊休農地活用功績者の表彰が行われ、長野県知事賞には、信濃町の農地所有適格法人「㈱ファームかずと」、長野県農業会議会長賞には、安曇野市の明科地域の農業を守る会等の団体が表彰を受けられました。どの団体も自主性、主体性をもって取り組み農地の有効利用に優れた効果を上げ、農業振興や地域の活性化が図られて活動の継続性、発展性があり波及効果を上げています。

次の基調講演では、「地域人材の活用による遊休農地の解消」という演題で青森県弘前市農業委員会鎌田雅人事務局長の講演がありました。弘前市は平成二十八年四月一日に改正法に基づく新農業委員会が発足し、農業委員二十六人、農地利用最適化推進委員五十三人の体制で業務を行っているとのこと。遊休農地対策として勧告のほか、ボランティアによる防止事業、農地活用支援隊の発足により農地集積等を行い成果を上げています。弘前市は、リンゴ農家が多く、リンゴ園の遊休農地化した対策として自信と誇り、そしてやる気と情熱をもって取り組んでいく姿勢が伺えました。そして二十八年度に耕作放棄地発生防止・解消活動で農村振興局長賞を受賞しています。

この後、事例発表として優良事例で表彰された二団体から発表がありました。最後に荒廃農地等利活用促進交付金の説明がありました。

このシンポジウムに参加して、大規模な農地の再生では、伐根から石の除去等の土壌改良をして苦労を重ね、それが実って優良農地に蘇り特産品ができたことが良く分かりました。また、農業委員会での農地利用最適化推進の段階で現場活動の本格化と活発化を進めていく重要性を改めて痛感しました。

農業に役立つ情報誌

全国農業新聞

発行日：毎週金曜日　購読料：月額700円

お申し込みは…
地区の農業委員・農業委員会事務局 ☎23-5466
又は　丸　子 ☎42-1037　真　田 ☎72-4330
武　石 ☎85-2828　の各地域事務所へ

農業者年金で老後に安心を

○農業者年金は国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満であれば誰でも加入することができます。

○税制上の優遇措置があり、さらに40歳未満で要件を満たせば保険料の国庫補助も受けられるため、早めの加入をお勧めします。

詳しくは、農業委員会事務局 ☎23-5466
までお問い合わせください。

上田市農業施策等に関する要望書を提出しました

農業委員会では、十一月九日に市役所で「平成三十年度上田市農業施策等に関する要望書」を母袋市長に提出しました。

農業委員会法の改正に伴い、これまでの「建議書」に代わるものとして提出することになったものです。

要望書では、農村・農業を取り巻く環境が厳しい中、農地利用の最適化の推進等に向け、上田市の農業が魅力ある産業として今後も維持・発展していくことを願い、九つのテーマについて計二十一の要望事項を盛り込んでいます。

○提出した要望書の内容

一、多様な担い手の確保・育成について
二、有害鳥獣対策について
三、地産・地消の推進、食育の充実について
四、農道等の整備について
五、農業振興施策について
六、中山間地域の活性化について
七、自然環境・農地の保全と農業活性化について
八、太陽光発電施設の規制について
九、その他（国・県への要望等）

農振農用地の農地転用について

農振農用地とは、市が定めた農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地のことを言い、一般的に「青地」や「農振地域」と呼ばれています。優良農地の確保・保全を目的として定められているため、農地以外の利用は厳しく制限されています。原則、農地転用は許可されないこととされており、許可できるものは、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないもの（農業用施設等）や、一時的に利用（3年以内）するもの等に限定されています。よって、青地に住宅を建てる等の転用事業を行う場合は、農振農用地から除外する手続きが必要となります。

除外が認められるには、次の５つの要件を全て満たす必要があります。

1　必要かつ適当で代替する土地がないこと。
2　農業上の効率的な利用に支障がないこと。
3　農地の利用集積に支障がないこと。
4　土地改良施設等の機能に支障がないこと。
5　土地改良事業の完了後、８年を過ぎていること。

この他にも、建築基準法や農地法など他の法令の許可見込みがあることが必要となります。

また、除外申出の受付は２月と８月に行います。除外の決定には最短で約８か月の期間を要します。農振除外がなされた後に、農地転用の申請を行う流れとなります。転用計画のある土地が青地に該当するか確認したい場合や、農振除外の手続きに関するお問い合わせは、農政課、または各地域自治センターの産業観光課（武石地域は産業建設課）までお問い合わせください。

武石小学校の大豆作り

今年は２･３年生の大豆作りのお手伝いをしました。

６月の種蒔きから始まって、秋には豆こぎ。それを天日干しして、いよいよ豆こなしです。昔ながらの足踏み機械を使ったり、棒でたたいたりとひと苦労です。子供たちも収穫の喜びを味わいながら頑張ってくれました。採れた大豆は生活改善グループの皆さんに指導していただき、２年生は豆腐作り、３年生は味噌作りに挑戦します。

一粒の種から実をつけ、それをいただけるまでトータルで勉強します。汗して働く大変さ、自分たちで手をかけて育てた作物への愛おしさ、又いろいろな命をいただいて生かされていることに気づかされたりして、農業から学んだことは沢山あったと思います。

子供たちが大人になった時「農業は国を支える大切な職業だよ」と言ってもらえるよう頑張っていこうと思います。

子供たちとの関わりの中で、その地域の移り変わりや自然の恵を大切にして、子供たちの限りない可能性や活力を信じて応援していきたいと思います。

武石地区審議会

視察研修に参加して

農業委員　堀内英夫

真田地区審議会では、九月五日に㈲信州うえだファーム、東山観光農園、須藤物産にて視察研修を行いました。

上小地域では農業従事者の高齢化や深刻な担い手不足が進む中、農家の経営耕地面積が減少しています。又、耕作放棄地の増大等が見られ、地域農業の衰退、ひいてはＪＡ農業そのものへの影響が懸念される状況にありました。

こうした中、ＪＡ自ら地域農業を守る必要性に迫られ活力ある地域農業振興、及び地域活性化を目指すことを目的に信州うえだファームが設立されたそうです。

東山観光農園ではイチゴのもぎとりを十一月～六月までの期間、直売所等直接販売のウエイトを高め販売単価の上乗せを図っているそうです。

須藤物産では高糖度フルーツトマトの生産をメインに事業を拡大しています。トマトの糖度は５度、フルーツトマトの糖度は８度と言われていますが、須藤物産では平均糖度10度、最高糖度20度を達成しています。

「自然まかせの農業」から「サイエンスする農業」へ転換を成功させ安定した品質を実現しました。

荒廃化していく私たちの農地に「このままで良いのか？何らかの対策をしていかねば」と痛切に感じさせられました。

これからの農地のあり方、荒廃地解消に真剣に取り組んで行かねばと肝に銘じたところです。

日本をもっと食べよう

JA信州うえだ 総務企画部くらしの相談課　黒岩 麻衣

2013年に「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、世界中で和食への関心が高まっています。しかし、日本の食料自給率は減少傾向にあり、現在39%と先進国の中でも最低の水準です。60%を輸入に依存する私たちの食生活は、輸入食品無くして成り立たないものとなっています。

JA信州うえだ女性部は7月に横浜港を視察し、輸入農産物の現状について学んできました。案内されたテントの中は、雨風や直射日光が避けられるだけで冷暖房装置もないため、息が苦しくなるほどの暑さで、まるでサウナのようです。その中に積まれているボロボロの段ボールや木箱の中身は、キュウリや野沢菜といった私たちが普段食べている食材です。以前はテント内だけでなく、ポリタンクに入った輸入食品が野積みされていましたが、見学が増えたことで建物の裏や屋上に隠されるようになったそうです。これらは数年にわたって保管されているにも関わらず、腐らず、虫もカラスも寄りつかないというのだから、どんな強力な添加物が使用されているのでしょうか。

食品とは思えないほど雑な保管の仕方ですが、これらは「原材料」として輸入されるため食品衛生法が適用されないばかりか、現物検査はたったの10%程度しかされていないのです。

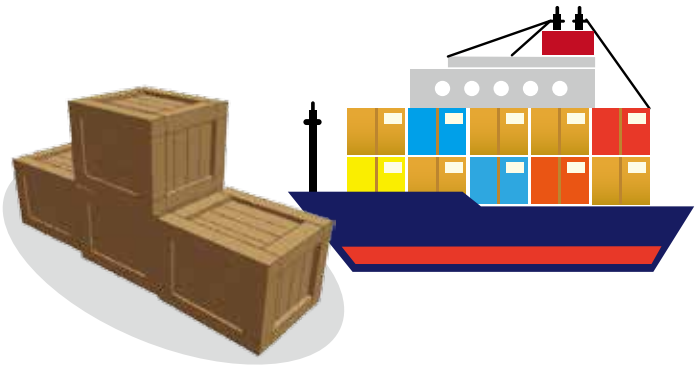

輸入食品を絶対に食べないというのは難しいかもしれませんが、危険性を知り、なるべく輸入食品に頼らない食生活を心掛けましょう。近い将来世界的な食糧危機に陥るといわれるなか、「食の安全・安心」を守るためにいかに国内農業が大切か、地産地消が大切か、生産者も消費者も一緒になって考えていきましょう。食の未来をつくることは、この国の未来をつくることに繋がるのです。

農地相談室 Q&A

Q 高齢のため、農地を手放したいと考えています。売買を見越して、地目を宅地に変えておきたいのですが、どのような手続きをすればよいですか。

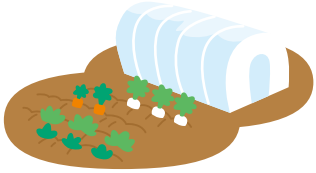

A 農地を宅地に変えるには農地転用許可が必要になりますが、転用申請には事業内容の具体性（誰がどのような事業を行うのか）、確実性（確実に転用事業が行われる見込みがあるか）等が求められますので、「とりあえず宅地にしたい」という理由の農地転用は認められません。農地転用の手続きについては、売買の話が具体化した段階で、農業委員会事務局、又は各地域事務所までお問い合わせください。

お勧めレシピ

フライパンで簡単米粉ピザ！

米粉普及のため、東御市の農村生活マイスターより

◀材　料▶【生地2枚分】

【 具 】●米粉200g ●卵1個 ●牛乳300cc ●塩ひとつまみ
●スライスベーコン120g　●青菜100g(茹でて切ります)
●ジャガ芋2個(拍子切りにし固めに茹でます)
●玉ネギ1個(半分に切りスライス) ●トマト1/2個(半月切り)
●ピーマン2個(輪切り)　●ケチャップ180g
●ピザ用チーズ120g　●油適宜

◀作り方▶

①ボウルに牛乳・卵・塩を入れて混ぜ、米粉を数回に分けて入れよく混ぜます。
②フライパンに油を熱し、①の1/2を流し入れ片面を焼きます。
③片面が焼けたら裏返し、火を止め、ケチャップを塗り、玉ネギ→ジャガ芋→青菜→トマト→ベーコン→ピーマン→チーズの順に載せ、フタをして焼きます。チーズが溶けたら出来上がりです。
（青菜は季節により、ほうれん草や大根葉等適宜）

農業委員　山嵜 修子

がんばる農業者

上田地区 (有)タローファーム　小川 哲生

私は、4年前に就農した養豚農家の3代目です。体育大学を卒業してから大阪で生命保険の営業を経験し、地元に帰ってきました。現在は太郎山の麓で2,300頭の豚を飼育し、年間5,000頭を出荷しています。また、写真のように双子で運営をしている全国的にも珍しい養豚農家です。兄の私が生産を、弟が販売営業を行っています。そんな私たちの経営のテーマは『攻めの養豚』です。なぜなら養豚は日々進歩し、昨今取り沙汰される国際競争は勿論のこと国内の凌ぎ合いも厳しさを増しているからです。ここ30年で生産効率を高めるため、現場の機械化や自動化が広く普及しました。また恒常的に安定した生産を実現するための革新的なシステムの導入が進み、従来の3K（臭い、汚い、危険）から働きやすくクリーンなイメージへ業界全体が移行しています。その過程で多くの経営体が事業規模の拡大や農場の集約を行い、より大きく強い生産基盤を構築しつつあるのが実情です。

そもそも長野県は生産コストが高く、畜産業全体を見ても大きなハンデを背負っています。県内の戸数自体も多くはない中で、生き残るためには全国と比較してもより先進的な動きをしていかなければ淘汰されてしまいます。

我々もそうした流れにのみ込まれないよう、生産、販売の両面で改善を進めてきました。その甲斐があり、生産面では大きなシステムの組み換えの結果、今期は約25%の生産量アップを見込める状況となりました。また販売面は昨年4月から自社販売を強化し、売上ベースで前年の約50倍まで成長することが出来ました。いつもお買い求めいただいている皆様本当にありがとうございます。

情勢が厳しいことは覚悟をして就農しました。2人で突破していくしかありません。ですが、我々は1人ではなく2人です。肩を組み目線は常に上に向けながら次なる事業展開を思い描いています。とにかく、美味しい豚肉を沢山生産し、2人の手で皆さんにお届けすることが我々の使命です。そのためにも私たちは『攻めの養豚』をこれからも貫きます。

家族経営協定

横浜育ちで、まったくの農業初心者のわたしが、上田の妻の実家で作られるりんごのおいしさに感動したのが10年ほど前のこと。その後、首都圏ではできない仕事をしようと脱サラ・移住をして、ここ上田で果樹農家として独立就農し、3年目を迎えました。現在は、りんご90a、ぶどう70a、なし10aを栽培しています。2年間の研修はしたものの、まだまだ未熟も未熟な腕ではうまくいかないことばかりですが、家族やまわりの方々のサポートのおかげで、自然相手に日々楽しく、作業・経営をしています。

平成29年1月に、栽培面積の増加や、HP等による直売先の増加により、妻も共に専業農家として歩むべく、家族経営協定を結びました。協定により、私は栽培管理をメインに、妻はHP管理や顧客管理、出荷作業をメインにとおおまかな役割分担は決めましたが、基本的にはほとんどの作業をふたり一緒に取り組み、コミュニケーションを十分にとりつつ、作業効率の向上につとめています。農繁期は義父母も共に作業し、土日は子供たちも毎週のように果樹園につれていきますが、あまり飽きることもなく、昆虫やさまざまな生き物、植物に興味をもち、いろいろな発見をしたり、時には畑での昼寝や読書を楽しみつつ、小さな手を貸してくれて、とても助かっています。

家族なかよく、楽しく、健康に気を付け、引き継いだ畑を、とびきりおいしいくだものの木々を、信州上田という産地を、大切に守っていきます。

川西地区　上野 敬之

あとがき

今年を振り返り「夏は恐い」と感じました。数々の異常気象に農作物等は傷付けられました。「夏に感謝」できる年に早く戻ってほしいです。

昨年4月に改正農業委員会法が施行され、本年7月までに全国で約8割の委員会が新体制に移りました。

私達も来年7月には新しい体制になります。新設の推進委員と農業委員との連携により、農業活動が更に稼働します。今後ともよろしくご協力をお願いいたします。

編集委員　代　表　滝澤 徹雄
副代表　池内 孝一
委　　員　中嶋 三津子・松久 宏明
新井 要一・山嵜 修子
堀内 英夫・西澤 征男
丸田 正明・近藤 隆英
柳田 平和・和田 芳人

植物油インクを使用しています。
この印刷物はグリーン購入法の基準を満たす再生紙を使用しています。